

船舶事故調査報告書

平成31年4月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	沈没															
発生日時	平成30年7月22日 11時10分ごろ															
発生場所	石川県白山市松任海浜公園南西方沖 美川灯台から真方位036° 3.0海里（M）付近 （概位 北緯36° 32.1′ 東経136° 31.4′）															
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、南西進中、浸水して沈没した。 ミニボート（船名なし）は、同乗者が溺死し、船体が行方不明となった。															
事故調査の経過	平成30年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。															
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 3m未満×不詳×不詳、FRP ガソリン機関（船外機）、1.5kW未満、不詳															
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 66歳 操縦免許 なし 同乗者 男性 75歳															
死傷者等	死亡 1人（同乗者）															
損傷	不詳（船体行方不明）															
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 本事故発生場所の北西方1,300m付近に所在する国土交通省の徳光海象観測所における22日09時00分から12時00分の間の風向風速観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" data-bbox="756 1697 1219 1995"> <thead> <tr> <th>時刻 (時：分)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>09:00</td> <td>西北西</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>西北西</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>西北西</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>西北西</td> <td>6.7</td> </tr> </tbody> </table> 海象：波向 北、波高 約0.8m、水温 約28℃	時刻 (時：分)	風向	風速 (m/s)	09:00	西北西	2.7	10:00	西北西	4.9	11:00	西北西	6.1	12:00	西北西	6.7
時刻 (時：分)	風向	風速 (m/s)														
09:00	西北西	2.7														
10:00	西北西	4.9														
11:00	西北西	6.1														
12:00	西北西	6.7														

事故の経過

本船は、操縦者及び同乗者が乗り、平成30年7月22日05時30分ごろ、釣りをを行う目的で、白山市小川町の海岸を出発した。

本船は、操縦者が、船尾部の両舷に渡した板の中央部に腰を掛けて船外機を操作し、同乗者が、船首部の両舷に渡した板の中央部に腰を掛け、05時50分ごろ松任海浜公園の西方沖に所在する国土交通省が設置した海象観測用のブイ（徳光海象観測所）付近に到着した。

操縦者及び同乗者は、錨泊して09時00分ごろまで釣りを行った後、釣り場を変えようと思い、09時10分ごろ陸岸寄りの釣り場に移動し、再度錨泊して釣りを行っていたところ、次第に風が強くなり、波も高くなってきたので、11時00分ごろ釣りを止めて出発場所に向けて戻ることにした。

本船は、操縦者が船外機を操作し、時速約5～6kmの速力で「松任海浜公園南西方に所在するヘッドランド（人工岬のことで、海岸の侵食を防ぐために設置されるT字形の構造物）」（以下「本件ヘッドランド」という。）の西方沖を南西進していたところ、11時10分ごろ、波が船尾部から船内に打ち込んで海水が滞留し、船尾部が沈下し始めて船尾部から沈没した。

操縦者は、同乗者に対して陸岸に向かって泳ぐよう叫んだ後、同乗者と共に陸岸に向かって泳ぎ始めた。

操縦者は、右手に本船の櫓を握っていて思うように泳ぐことができず、先に陸岸に向けて泳いでいた同乗者が、船内に置いていた2着分の固型式の救命胴衣を持って本船から脱出したことを思い出し、同乗者に対し、救命胴衣を自身に向けて投げるよう叫んだ。

操縦者は、同乗者が本件ヘッドランドの南側に向けて泳いでいくのを確認した後、自身に向けて投げられた救命胴衣を左手で拾い上げ、胸に抱えながら、本件ヘッドランドの南方に設置された消波ブロック付近に泳ぎ着いた。

操縦者は、同乗者が既に陸岸に着いていると思い、本件ヘッドランドの周囲を捜したものの、同乗者を発見することができなかったので、付近の海水浴場にいたライフセーバー2人に同乗者の救助を依頼した。

操縦者は、ライフセーバーから携帯電話を借りて知人に本事故の発生を連絡した。

同乗者は、ライフセーバーにより、本件ヘッドランドの南側で発見され、知人からの119番通報によって到着した救急車により病院に搬送されたものの、死亡が確認され、溺死と検案された。

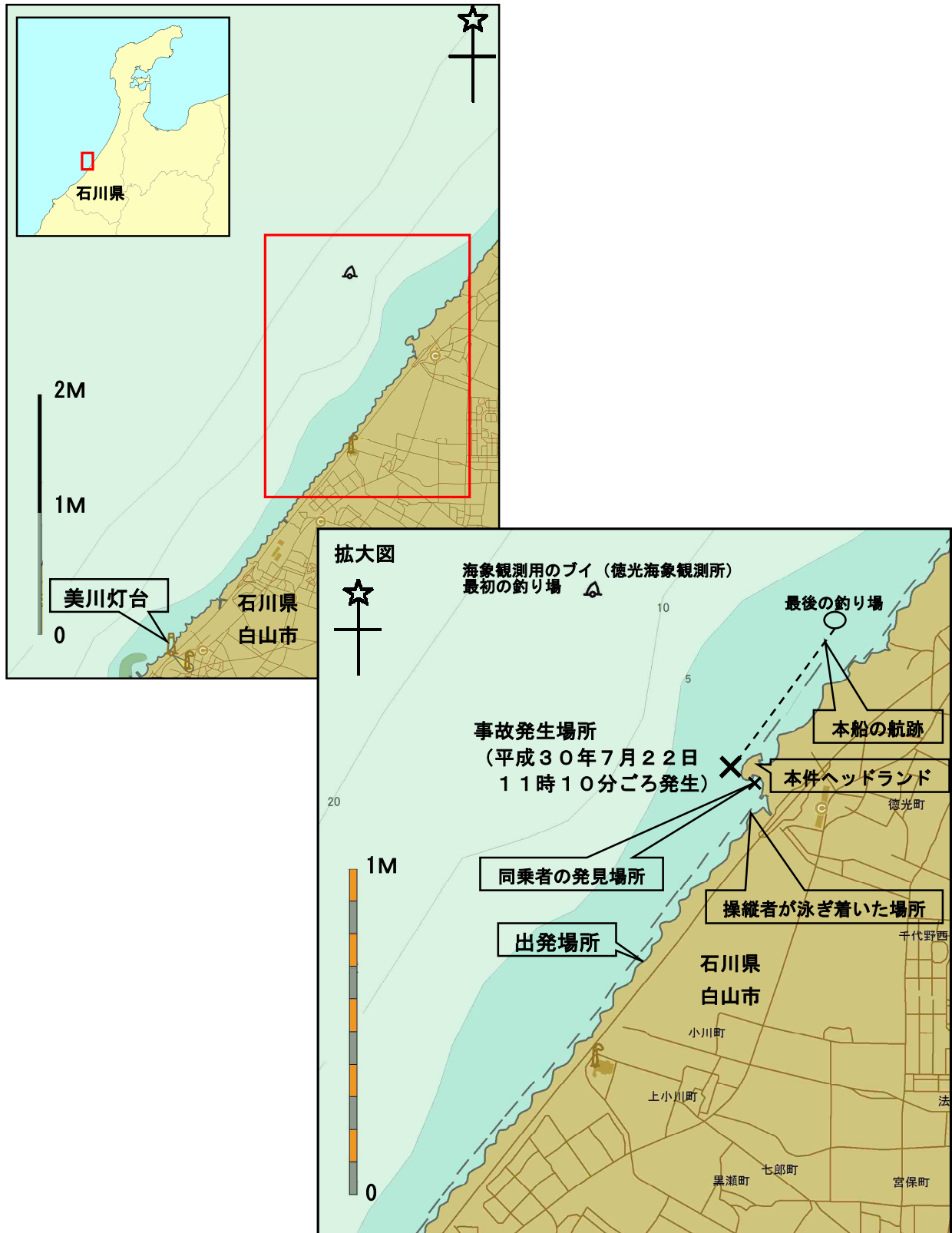
本船は、消防から本事故の発生の連絡を受けて来援した海上保安庁の巡視艇によって捜索が行われたものの、行方不明となった。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

<p>その他の事項</p>	<p>操縦者は、本船を約10年以上前に近所の知人から譲り受けており、本船を運航する場合に2馬力未満の船外機であれば小型船舶操縦士免許を取得する必要がない旨を知り、2馬力未満の船外機を購入して本船に取り付けていた。</p> <p>本船には、本事故当時、船首部に錨（重量約5～6kg）を、船首部の右舷側に同乗者の釣り道具一式を、船体中央部の左舷側にクーラーボックス2個を、右舷側に操縦者の釣り道具一式を、船尾部の左舷側にガソリンの携行缶（約3ℓ）を、両舷側に櫓各1本をそれぞれ積載していた。</p> <p>本船は、出航時の乾舷が約0.35mであった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、共にズボン、シャツ、ベスト、ゴム長靴及び麦藁帽をそれぞれ着用していた。</p> <p>操縦者は、防水型の携帯電話を所持していたものの、本事故直後、一時使用できなくなった。</p> <p>同乗者は、持病等もなく、本事故当日も体調不良などを訴えていなかった。</p> <p>同乗者が所持していた救命胴衣は、本事故後、同乗者が発見された場所付近で回収された。</p> <p>海上保安庁のホームページによると、次のとおり記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離岸流とは、海岸から沖へ向かう速い潮の流れのことである。 ・ヘッドランドの周辺では、離岸流が発生しやすく、海岸に打ち寄せられた海水の圧力がヘッドランド周辺に集中し、その圧力がヘッドランドの岸から沖へ沿うように、海水が流れやすくなる。 ・離岸流に巻き込まれると、流れに逆らって泳ぐことは困難であり、泳ぎの上手な人でも溺れてしまう恐れがある。
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、波高約0.8mの波浪がある状況下、松任海浜公園南西方沖を陸岸に沿って南西進中、操縦者が、乾舷を越える波浪を船尾方から受けながら航行を続けたことから、船内に海水が滞留し、船尾部が沈下して船尾部から沈没したものと考えられる。</p> <p>同乗者は、救命胴衣を着用していなかったことから、溺死した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、波高約0.8mの波浪がある状況下、松任海浜公園南西方沖を陸岸に沿って南西進中、操縦者が、乾舷を越える波浪を船尾方から受けながら航行を続けたため、船内に海水が滞留し、船尾部が沈下して船尾部から沈没したものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミニボートは、乾舷が低く、波高が乾舷の高さ程度になると、波が船内に打ち込むなどして危険な状況となるので、気象及び海象の変化に少しでも不安を感じた場合、速やかに最寄りの海岸などに避難すること。・ 救命胴衣は、航海中、必ず着用すること。・ ヘッドランドの内側に入り込むと、離岸流に巻き込まれるおそれがあるので、近づかないこと。・ 防水型の携帯電話を所持していても、海水に浸かって使用できなくなる場合があるので、防水パックに入れておくのが望ましい。・ 事故発生後は、速やかに海上保安庁に通報すること。
--------------	--

付図1 事故発生経過概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用